九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

唐代便換考（二）

日野，開三郎

https://doi.org/10.15017/2340920

出版情報：史淵. 23, pp.1-24, 1940-04-15. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

唐代便換考（二）

日野開三郎

八　便換の發達過程

前章の論述に依り便換發達の主要原因は大體明かになつたことと思はれるので、本章では進んで此等の諸原因に促されて便換の發達して行つた過程を究明することとする。而して此の便換發達過程の研究に入るに先ち豫め特に考慮しておかなければならぬのは、唐代の便換經營機關には京師の民間金融業者の外に公的性質をもつ進奏院・諸軍・諸使等があり、此等多種多數の公私機關によつて便換が運營せられて居たと云ふことである。卽ち經營機關が多種多數に及びし以上は便換發達の過程も亦必ずしも一樣ならず複雜多岐であつたと豫想して然る可きであらう。少くとも此等公私諸機關の便換が何れも同一歩調を以て同一の發達過程を並進したものと速斷し、此等諸機關の便換發達過程を一括して考察することは方法論的に愼重を缺ぐものと云はざるを得ない。本稿は、かゝる見解から、便換の發達過程をその經營機關の公私別に從ひ逐次考察し、然る後綜合的考察を加へることとする。便宜上先づ京師の民間金融業者の便換發達過程より考察する。

唐代京師の金融業者が經營せる便換の發達過程を傳へた史料は極めて乏しく從つてその研究も概ね推測の範圍を出づるを得ない。

I　民間金融業者の便換發達過程

先づ京師に於ける民間便換經營業者の主體を考究するに、それは寄附鋪と呼ばれし金融業者であつたと思はれる。そこで次に此の寄附鋪を中心として便換發達の過程を考察することとする。

寄附鋪は元來保管料を取つて他人の金銀錢貨その他の財寶を預かることを主要業務とした商店で、寄附とは「預ける」の意味である。彼等が財貨を預かる際には預入人に對して預り證を交付し、此の預り證と引換へに保管錢物を還附す可く約束して居た樣である。所が交換經濟が發達し、一方又彼等の社會的經濟的信用が確立增大して來ると、彼等より錢貨預入人に交付せし預り證も亦信用を增し、次第に見錢に代へて取引に行使せられる樣になつた。中唐以後に於ける錢の流通を中心とする貨幣經濟の發達は、此の金融業者としての寄附鋪の重要性を向上せしめ、信用の增大に伴つてその發行する證券の流通力を高めた。錢貨は重量嵩み易くその現物取扱ひは頗る不便であつたので、高價品や大口の取引に於いては此の不便を避ける爲に好んで信用厚き寄附鋪の發行證券が行使せられた樣である。かくて寄附鋪に對する錢貨の預入れはその保管の安全を求める以外に取引の便利を圖らんとする場合をも生じ、此の傾向は貨幣經濟の發達と共に益々顯著となり、その發行する證券も約束手形の性質を具有するに至つたのである。かく寄附鋪は財貨保管業より進んで約束手形の發行をも經營するに至つたものであるが、更に推考するに京師振出し地方支拂ひの便換も亦彼等の經營する所であつたと解せられる。次に彼等寄附鋪が此の種の便換經營に進出せし次第に就いて卑

見を開陳して見よう。

寄附鋪に對する錢の預入れが保管の安全を求めるよりも手形の發行を求める目的のものを著增しつゝあつたことは上述の如くであるが、貨幣經濟の躍進に伴ひ此等增大し行く手形預錢の拂込者中には當然京師以外の地に於いて支拂を受け得る手形の振出を要求する者も現れたことゝ思はれる。例へば先章に論述せし茶商その他東南支那や蜀方面より商品を京師に携へ來り此を北支の商人に販鬻してその代價を鄉里に還送せんとせし商人は何れも送錢の手段として他地拂手形を最も强く要求した筈である。安史の亂以後打續く內亂外寇の爲北支那が甚しく荒廢したるに反し、東南支那や蜀地方は亂後も益々經濟的發展を續け、從つて北支が南支或は蜀方面より仰ぐ物質的補給も增大の一途を辿り、かくて東南や蜀方面より各種物資が年々多額に北支に流入し、それに伴つて南商や蜀商の北支進出が盛となつた。かゝる南商・蜀商の北支發展及び彼等の送錢用手形に對する要求の增大等に就いては已に茶商を中心として詳論したので此所には再說するを避けるが、かく盛に北支に發展せし彼等が送錢の手段としてその鄉地に於いて受取り得る手形の振出を京師の金融機關に求めて居たのであるから、他地拂手形の要求は相當大であつたと推測せられる。

一方かゝる要求の增大に對する寄附鋪の他地拂手形振出能力を檢するに、その金融的實力は必ずしも南商や蜀商の要求增大に應じ得る程であつたとは斷定し兼ねるが、此れ亦大體增大して居たと推測せられるのである。次に此の寄附鋪の他地拂手形振出能力に就いて考察する。

寄附鋪は元來他人の財實を預かるを業とする者であるから、彼等の手許には常に多量の財實が集積せられて居た筈であるが、此の中特殊の實物は別として、最も多く託藏せられたと思はれる錢貨は必ずしもその預入れ錢貨をそのま

丶原物で預入人に返還する要は無く只同種の錢貨を同額丈支拂へばよかつたわけで、從つて預入れと受取との間に必然的に生ずる遊錢の一部は一時他に流用するを得たのである。又彼等が手形の發行を營業の中心とする樣になつてからも、此の手形の振出しと支拂との間には常に一定の遊錢を生じてゐたわけであるから、此れ亦その一部を他に流用し得たのである。此を一括して云へば寄附鋪の下には常に保管預錢及び手形預錢より生ずる遊錢があり、此を他に流用し得る狀態にあつたのである。而して寄附鋪は他人の財貨を預かるを業務とする者であるから特に社會的經濟的信用を必要として居たことは云ふ迄もないことで、當然寄附鋪はその營業開始の時より諸富豪に拔出た富豪であり大賈であつたと見なければならぬ。かく寄附鋪が拔群の大賈たりし以上當時の商業界の實際より推してその營業網は各地に及び、從つてその手許に在る預錢の幾割かは此等の有利なる地方事業に投資せられて居たと見て誤りあるまい。在京金融業者の地方投資に就いては已に考說したが、此の投資力は上述の學く預錢の增加によつて增大せられてゐたと考へられるのである。此の考へにして誤り無ければ、預錢の增加に伴つて各地に於ける投資の利潤も增加したわけで、その一部は本店にる京師の寄附鋪に送られ、かくて寄附鋪は年々地方より京師に引上ぐ可き錢を有してゐたわけである。而して此等の投資は當然東南支那や蜀等の富饒なる地方に對して多く行はれ、從つて寄附鋪に送付せらる可き錢貨も此の地方よりのものが最も多かつたと推測せられる。そこで寄附鋪は茶商その他の南商・蜀商等より錢貨還送の手段としてその鄕貫を支拂地とする手形の振出要求を受けたる際は、その鄕貫附近の投資地を支拂地とし其處に豫め蓄へられてゐる投資の利潤中京師に引上ぐ可きものを支拂錢とする手形を振出すを得たのである。かくすれば南商・蜀商等は現送の不利不便を避けつゝ然も送錢の目的を達するを得、一方寄附鋪も各地に於いて收得せる投資の利

潤を現送することなくして京師に送達するを得たわけである。先に唐代の便換手數料が極めて低率で無料の例さへ見受けられ、然もその料率は京師と支拂地との距離の遠近如何に拘らず同率とせられてゐた場合のありしことを指摘しておいたが、此の手數料の無料又は低率は、此の便換の操作に於いて送錢の目的を果し輕齎の利便を得たのが利用者のみに止まらず、經營者側も同樣なりし爲であり、料率が距離の遠近に關係しなかつた主要理由は、右の如き事情で錢貨現送の必要が無かつた爲と、便換文牒の送達者が手數料徵收側の經營者では無く商用を終へて鄉貫に歸らなければならぬ利用者自身で文牒送達費を要しなかつた爲とに在るものと解せられる。

以上を要するに唐代京師の寄附鋪は地方、特に東南支那や蜀より京師に輸送す可き錢貨を有し、南商や蜀商は京師よりその鄉貫に送付す可き錢を有し、かくて京師と南支及び蜀の商業中心地とを兩極とする錢の交流を生じ、その結果此の交流す可き錢をその兩局に於いて相殺すれば現送の要なきことゝなり、此所に相殺の目的に副ふ送錢手形制度、卽ち便換が生れ、京師の寄附鋪がその運營を擔當し、南商・蜀商がその利用者になつたのである。寄附鋪が便換經營者側に立つたのは、彼等が政治の中心地たる京師に本據を置いてゐたこと及び錢貨交流の片側に立つて居たこと等の外に、最大の理由として彼等は金融業者で以前より手形の取扱を營業としてゐたことを擧ぐ可きであらう。

以上寄附鋪の便換經營に至る發展過程に就いて推論を加へたが、此の推論は更に唐宋時代に於ける便錢の語義を併せ考察することによつて一層その確實性を證することが出來る。

唐宋時代に於ける便錢の語義用法には

(I) 貸借錢を意味する用法 註

（Ⅱ）錢貨預入れ（預かり）を意味する用法

（Ⅲ）手形預錢の拂込みを意味する用法

（Ⅳ）約束手形制度を意味する用法

（Ⅴ）送錢手形制度を意味する用法

等があつた。そして此等諸用法の並び行はれて居た事實の裡に寄附鋪を中心とする便換發達の過程が示されてゐるのである。

便は元來「便宜をはかる」「融通する」の意味用法を有する語で、貸借錢を意味する便錢（上掲（Ⅰ））は此の語義の轉訛せし用法であり、更に錢貨の預入れ（預かり）をも便錢と稱したのは（上掲（Ⅱ））、此の貸借錢を意味する便錢の語義轉訛と解せられる。即ち錢の預入れ（預かり）を便錢と呼んだのは、錢の受入れと同時に當然他日の返還約束が行はれ、そこに一種の債權債務の關係を生じた爲と思はれる。唐代に他人の錢を預かる（預ける）を便錢と稱して居たことは、冊府元龜（卷五〇一）邦計部・錢幣・元和七年五月の條の三司各使の共同奏文中に

上略。伏以。比來諸司諸使等或便商人錢留城中。逐時收貯積藏。云云。

とあるに依つて確證せられる。寄附鋪の預錢受入れも便錢と呼ばれて居たことは右の用例より容易に察知せられるであらう。此の寄附鋪が保管業より進んで手形の發行をも經營するに至つたことは上述せし如くであるが、此の手形預錢の拂込み（受入れ）も亦便錢と呼ばれた。（上掲（Ⅲ））。それは手形預錢を預入れ（預かり）の點に於いて保管預錢と變り無かつたからである。手形錢額の拂込みを意味する便錢の用例は極めて多いが、その一々の擧例は省略し、此

所では語義研究の適例として後年南宋の例ではあるが、建炎以來繫年要錄卷九三紹興五年九月乙酉の條に

詔。臨安府在城寄付充便錢會子。毋得出門。云云

とあるを紹介し併せて批判説明するに止めておく。先づ右記事中に見える會子とは已に一言した如く手形の名稱で、更に此を便錢會子と稱してゐるのは、錢を便し（預け）て得る會子の意味を表す爲に會子の頭に便錢の語を冠してゐたのが、一般の慣用久しき間に遂に一個の固有名詞に固定化したものと解せられる。而して右記事には此の便錢會子を得る爲に錢を預け入れるを更に寄付と稱してゐる所より推考するに、此の手形預錢の預け入れは便錢と呼ばれる外に寄附とも呼ばれて居たことが確められ、延いては手形發行者が寄附鋪たりしことも窺知せられるのである。又南宋の人衞涇の後樂集卷五一知福州日上廟堂論楮幣利害劄子に

其後紹興末年。因軍復置交子務。體倣民間寄附會子。印造官會。張官置吏。

とあつて寄附會子の語が見えるが、此の寄附會子は云ふ迄もなく錢を寄附して得る會子の意味をもつ名稱である。因みに右劄子の寄附會子とは先の臨安府便錢會子と全く同一の手形を指してゐるのであつて、此により寄附・便錢が同義にして共に錢を預け入れることを指してゐたことが確められるのである。後年の記事ではあるが以上數例の示す所により寄附鋪の預錢が保管預錢と手形預錢との別を問はず何れも便錢（又は寄附）と呼ばれてゐたことを認め得るであらう。次に約束手形制度の全體制を指す便錢の用法（上揭(Ⅲ)）、は此の手形預錢拂込みを意味する便錢の語義が擴大せるものと解せられる。即ち約束手形の使用が普及發達し手形預錢の拂込みを意味する便錢の使用が一般化し盛となつた結果、その語義の範圍を擴大し、手形制度の一部たる拂込みより進んで支拂に至る迄の全體制を意味するに至

つたものと思はれる。そして此の手形預錢の拂込者中に他地拂の約束手形を要求する者現れ、此の要求に應じて寄附鋪の送錢用他地拂約束手形發行が創始せられると、此の制度をも便錢と呼んだ（上掲(V)）ものと推察せられる。かく便錢に諸種の語義用法があり然もそれ等の諸用法が並び行はれてゐた事情を考究する時、約束手形・送錢用他地拂約束手形の兩種共に錢貨保管業者たる寄附鋪が發展して經營するに至りしものなることを窺察し得るのである。尙此の寄附鋪の他地拂手形發行を證する有力な參考として後年の史料ではあるが、先揭建炎以來繫年要錄卷九三紹興五年九月乙酉の條に

詔。臨安府在城寄付充便錢會子。毋得出門。云云。

とあるのを再顧して見る。但し此の記事により便錢會子と稱する手形の發行者が寄附鋪なることを窺知し得る點に就いては已に指摘しておいたので、此所では主として此の寄附鋪の發行せる便錢會子に就いて考察する。此の便錢會子に關する右記事を吟味するに、その城門外帶出を禁じ只在城の行使のみを許容してゐる。而して此の在城行使の會子と城門外帶出の會子とに就いて此を更に他の方面より考究するに、在城行使の會子は此を發行せる寄附鋪自身支拂ひをなす約束手形であり、城門外帶出の會子は主として送錢用他地拂約束手形を指してゐることが察知せられる。但しその考證は長くなるので他日にゆずり此所では只その考證の結果を一言するに止めるが、註 要するに右記事により寄附鋪の發行する手形（卽ち上例の場合便錢會子）に約束手形と送錢用他地拂約束手形とがあり、兩者共に同じ名稱を以て呼ばれてゐたことが確められるのである。右引用の史料は南宋時代の寄附鋪に關するものであるが、更に北宋の首府開封府の金融業者に就いて見るも同じく兩種の手形を扱つてゐたことが確證せられる。但しその考說は長くなるので

割愛する。かく史料上南宋より北宋に溯り得る以上、更に遡つて唐代の寄附鋪も同樣に兩種の手形を扱つてゐたと類推するも不當ではあるまい。殊に兩種手形とも唐代に存してゐたことが確證せられてゐるのであるから此の類推は何等無理無きものと云はねばならぬ。

以上を要するに、送錢用他地拂約束手形の仕法、卽ち便換は前章所述の如き原因によつてその要求が熾烈となり、此の要望に應じて寄附鋪がその經營に進出したものと解せられるのである。而して此の寄附鋪は送錢手形の發行を經營する以前に於いて已に約束手形の發行を經營して居た。そして送錢用他地拂約束手形は此の從前より經營せられてゐた約束手形の特殊なるもの（支拂地を振出地以外の一定地に指定せる）として約束手形より分化發達したものと見られるのである。更に寄附鋪は右兩種手形の發行以外に他人の金銀錢貨等の保管をも行ひ、然も此が寄附附鋪元來の營業であり、上述の約束手形も實に此の保管預錢に由來して發達したのである。要言すれば寄附鋪は元來他人の金銀錢貨その他の財寶を保管するを業とし、後此の保管預錢の一部が經濟界の情勢に促進せられて手形預錢の性質をもつに至り、此所に約束手形が生れ、更に此の約束手形よりその特殊なる場合としての送錢用他地拂約束手形が生れ、やがて此の制度が大いに發達して後世に迄飛錢・便錢・便換等種々の名稱を以て喧傳せられるに至つたもので、此が民間金融機關經營の便換發達過程の標準型と考へられるのである。尙此の寄附鋪を中心とする便換の發達過程に就いては、已に序文に一言せる如く、後日別に一稿を組む考へを有しており、便錢の語義その他本項に於いて當然考證す可くして然も割愛せる部分は盡くその節補ふつもりであるから併せて參照せられんことを希つておく。本項が概觀に流れてゐるのも專ら論證を後日の稿に讓り以て本稿の冗長を避けんとせし爲である。

Ⅱ　進奏院・諸軍・諸使の便換發達過程

唐代民間金融機關の便換經營が預錢業務と極めて密接なる關係を有して居たことは前項所論の如くであるが、進奏院・諸軍・諸使等の場合を見るに、此等の諸機關も亦他人の預錢を取扱つて居たことが確められる。以下此等諸機關の預錢取扱ひを示す記事を擧げて考說を進めることゝする。

冊府元龜卷五〇一　邦計部・錢幣・元和七年五月の條に三司各使の共同奏文に

上略。伏以。比來諸司諸使等。或有便商人錢多留城中。逐時收貯積藏私室復無通流。伏請。自今已後嚴加禁約。○詔從之

とあつて諸司諸使が商人の錢を便し（預かり）此を城中に留め盛に收貯積藏せし爲民間の流通量稀少となりしこと、及び今後嚴重に禁約を加へることゝせしこと等が見える。諸司諸使に如何に巨額の預錢が收貯積藏せられて居たかは此の奏文によつて充分想像せられるであらう。元和七年當時、かくも巨額の預錢が諸司諸使に集中し、遂に嚴加禁約を必要とするに至つたのは、主として時の通貨政策の影響に由つたのであつて、此の集中傾向は一時的現象と解せられるが（詳細後述）、預錢業務そのものは一時的現象では無く此より前早くより行はれ漸次發達しつゝあつたものと推測せられる。即ち從前より久しく預錢業務を扱ひ相當の信用を得て居たればこそ預錢の一時的殺到の如き場合も生じたものと思はれるのである。元和七年五月以後は此の預錢業務も政府の禁約嚴加によつて當然打擊を受けたわけであるが、その打擊の程度や禁約の効果に至つては判に考究する必要がある。（後文參照）

次に冊府元龜卷五〇一　邦計部・錢幣・元和十二年四月の條を見るに、此の時蓄錢禁止令（內容後章に論及）の斷行せられたことを述べた後

時京師市里區肆所積聚方鎭錢。如王鍔・韓弘・李惟簡。少者不下五十萬貫。於是竟置(カヒテ)第宅ヲ以變其錢 多者竟里巷傭僦以歸其直。

とて當時大藩鎭の京邸、即ち進奏院には少きも一院五十萬貫を下らざる巨額の錢貨が蓄藏せられ、それが蓄錢禁止令に遭つて大量的に市場に放出されたことを傳へて居る。此の巨額の蓄錢は後文に論考する如く必ずしも總て藩鎭自身の所有に係るものでは無く、大部分高貲大賈より受託貯積して居たものと推測せられるのである。而してかゝる巨額の預錢が藩鎭（進奏院）に集中したのも時の通貨政策の影響に由つたのであるが（詳細後述）、然し預錢の取扱ひそのものは久しき以前より初められて居たものと見る可きである。（理由は上述の諸司・諸使の場合と同樣）即ち進奏院の預錢取扱ひも元和十二年以前より久しく行はれ漸次盛大となつて來たのが、此の時の蓄錢禁止令によつて深刻なる打擊を被つたものと思はれるのである。尙此の打擊に就いては後文に更めて詳論する。

次に上揭冊府元龜の記事の續きを見るに

而高貲大賈多依倚左右軍。官錢爲名。府縣不得窮驗。法竟不行。

とあつて蓄錢禁止は受けた高貲大賈の貯藏錢貨が左右神策軍に預け入れられたことを傳へて居る。此等神策軍に預入れられた高貲大賈の錢の中には從前進奏院に預けられ蓄錢禁止令によつて驅出されたものも少くなかつたであらう。又左右神策軍の預錢受入れも、進奏院や諸司諸使の場合と同樣此の時に初められたのでは無く、それ以前早くより行はれ、さればこそ蓄錢禁止令に狼狽した市民その他の蓄錢が此所に殺到したものと思はれる。即ち左右神策軍の預錢受入れも亦時に額高の盛衰はあつたであらうが早くより行はれてゐたと推測せられるのである。而して神策軍の長官

たる宦官は天子側近の實權掌握者として絶大なる勢力を有し、嚴重なる蓄錢禁止令の發布にも拘らず、此が違犯取締に當る府・縣官吏の檢察外に置かれ、爲に禁止令後も依然預錢を受け入れ、寧ろ蓄錢禁止によつて他の預錢機關を逐はれた錢貨の集中する所となり却つて盛大を加へたのである。上文中の「法竟不行」は右の如き事情を物語る一句である。

以上述べし所に依り進奏院・諸軍・諸使等が何れも他人の預禁を取扱ひ然もそれが頗る盛であつたことは充分認められるであらう。そこで次に此の預錢の內容に就いて考ふるに、右諸機關は便換を經營して居たのであるから、その預錢中に手形振出しを目的とする手形預錢の含まれてゐたことは疑ひなき所である。然し總てが手形預錢であつたと見ることは早斷で、保管を託せる保管預錢も含まれ然もその額高は少くなつたと見る可きであらう。元和十二年四月の蓄錢禁止施行に際し、額外蓄錢の拘收せられる可きを恐れた市民等がその錢を宦官勢力の庇護下にある神策軍に託藏せる如きは明かに保管預錢であり、此の一例より推すも進奏院・諸軍・諸使の預錢中には保管を目的とするものが少くなかつたと思はれるのである。要するに進奏院・諸軍・諸使の預錢は保管預錢と手形預錢とを含んで居たと推斷せられるのであるが、飜つてその額高を見るに、或はその預錢收貯の爲市場に流通せる錢貨の數量を稀少ならしめたりと云はれ、或は最低一院五十萬貫を下らずと云はれる程の巨額であつた。かくも巨額の預錢が集中してゐた以上は、此等諸機關の預錢は預入人に取つても預り者側に取つても共に便益が頗る大であつたと見なければならぬ。然らば此の便益とは何か。換言すれば進奏院・諸軍・諸使の預錢業務を盛大ならしめた理由は何か、此が新に考究せらる可き問題となつて來る。順序として先づ保管預錢の集中せし理由より考察し、次いで手形預錢に及ぶこととする。

保管を託する預錢が進奏院・諸軍・諸使に集中せし理由としては種々の事情が考へられるが、先づ第一に推す可きはその保管の安全性である。進奏院・諸軍・諸司の長官たる藩帥・宦官・諸司長官等は何れも當時の權貴大官として各自多大の勢威を有し、從つて右諸機關への託藏錢貨は夫々の機關が賦與せられてゐる官權を以て保護せられる上に更にその長官の個人的勢威によつても保護せられ、その保管は頗る安全であつた。此の安全性が預錢を此所に集中せしめた要因をなしてゐたことは疑ひの無き所である。然し乍らかゝる安全性が重要視せられるのは一般に國家社會の不安定時代である。國家社會が安定して居ればかゝる權力の保護はさして重要視する要は無い。そこで翻つて安史の亂後の狀勢を見るに、中央政權の不振・藩鎭の跋扈・宦官の專横等弊政重疊して政局の動搖激しく騷亂頻發して國家社會の不安定はその極に達すると云ふも過言に非る狀態で、憲宗の大改革成功迄中央改府の威信は全く失墜して居た。權力によつて安全性を保證せられて居た上述の諸機關に預錢の集中する傾向を生じたのはかゝる國家社會の不安定により民衆の經濟生活がとかく脅威を受け勝ちであつた爲であらう。國家社會の安寧秩序が確保せられ日常の經濟生活に何等の不安も無かつたならば、上述せる如き權力機關の預錢業務は必ずしも隆盛たり得たとは考へ難く、寧ろ民間寄附鋪の預錢業務の發展躍進を來して居たであらう。寄附鋪が充分その羽翼を伸べ得ずして諸權力機關の爲にその業務の領分を犯されたのは實に國家社會の不安定に在りと推斷せられる。尙此の國家社會の不安定が寄附鋪の如き民間金融業者の發展を阻止し、反對に諸權力機關の保管業務進出を促進せしめた事は史實によつて具體的に立證することが出來る。左にその一例として德宗の建中三年の括借錢を取上げて見る。

資治通鑑卷二七德宗・建中三年四月の條に德宗が驕藩彈壓の討伐戰を起した所未だ討伐の完遂を見ざる中に却つて財

力屈しその補足の爲に諸稅を課したことを述べ

又括僦櫃質錢。凡蓄積錢帛粟麥者。皆借四分之一。云云。

とて僦櫃質錢を括しその四分一を强制的に借上げたことが見える。此の僦櫃とは已に加藤博士が考說せられて居る如く櫃坊に保管料を出して金銀錢貨その他の財寶を預けるを云ひ、櫃坊とはかゝる保管を業とせしもので寄附鋪と同一業者と見られるものである。政府は戰費に窮した揚句各櫃坊に在る保管金品の數量を調査しその四分一を强制的に借上げたのであるが、此の借上げは名義であつてその實は徵發に外ならなかつたのである。舊唐書卷一三五盧杞傳に此の强制借上の影響を記して「長安爲之罷市」とあるに徵するにその深刻の程が充分想察せられる。一方當時の中央政權を見るに安史亂後の亂脈未だ充分整備せられず、その實力微々として驕藩權臣を抑ふるに足らなかつた。さすればかゝる强制借上も此を强藩の進奏院等に寄託して置けば拘收を免れ得たのである。卽ち寄附鋪は賊盜に備ふる力弱き上に時に政府よりも保管物品の徵發を受け、只諸軍・諸使・進奏院等が實力を以て此等の被害、特に政府の强制徵收をも防ぎ得たのである。さればかゝる事件が諸軍・諸使・進奏院の預錢業務を盛ならしめ、逆に寄附鋪の如き民間業者の發展を阻止抑制せしことは容易に想像せられるであらう。或は思ふに此の時民間の櫃坊・寄附鋪にしてその保管錢物の拘收を免れんが爲に一時此を進奏院・諸軍・諸使等に再保管を賴んだものもあつたのではないかとも考へられる。要するに上述の一事件に徵するも進奏院・諸軍・諸使への預錢がその安全性を賴んでゐたこと、當時の國家社會の不安定がかゝる安全性の意義を增大し此所に預錢を集中せしめたこと等は充分認められるであらう。尙建中三年已に民間金融業者を壓迫し進奏院・諸軍・諸使等の保管業務への進出を促進せしむる大事件が起つてゐること、及び當時已

に櫃坊（寄附鋪）が相當の勢力を有しその沿革の古きことが察せられること、此の二事實は後述の部分と特に密接なる關係があるので此所に豫め注意しておく。

保管の安全性が進奏院・諸軍・諸使等の預錢業務を隆盛ならしめた最大要因たることは紛れ無き事實であるが、此の安全性の便益を享けたのは預入者である。翻つて預り者の立場に就いて考ふるに、右諸機關がその安全性を利用して預錢業務に進出したのは、此の預錢保管によつて此等諸機關も亦相當の利得を獲てゐた爲であると見なければならぬ。而してその利得としては保管料又は手數料の如きものと考へられるが、更に大きな利得としてその保管預錢の有利事業への投資を擧ぐ可きであると思はれる。預錢は受入れより支拂迄に若干の時日があり、常に一定の遊錢を生ずる筈であるから、その何割かは他に運用するを得、且つその運用可能の率も長年の經驗によつて自ら割出されてゐたであらう。一方藩鎭や宦官その他の權官が邸店（碾磑・車坊・莊園）等の經營に投資してゐたことは既に史料を示して確證せし所である。かゝる投資の事實と預錢中の遊錢とを考へ合はす時、預錢の少からぬ部分が此等有利事業經營の資金に廻されてゐたことは自ら容認せられるであらう。此の投資の利潤こそは如上諸機關をして預錢を扱はしめた最大の原因であつたと思はれる。

進奏院・諸軍・諸使の保管預錢が盛大に行はれた主要原因が預入者の安全感と預り者の預錢運用の利益とに在つたことは以上により大體明かになつたことゝ思はれるので、次に手形預錢の盛行の原因を考察することゝする。尙右諸機關が振出せる手形として今日知らてゐるのは便換文牒、卽ち他地拂の手形であるから、考察を先づ他地拂手形の預錢より進めて行くことゝする。但し進奏院・諸軍・諸使に他地拂手形（便換文牒）の振出しを要求する預錢の集

中せし理由、即ち便換盛行の理由に就いては已に「便換發達の原因」の章に於いて詳論してゐるので、此所では論究推進に必要なる範圍に就いて概説するに止める。

扨て民間に便換經營を業とせる金融業者が存し乍ら尚且つ進奏院・諸車・諸使の便換が盛行せし理由を考ふるに、その一はやはり安全性に在つたと推測せられる。即ち右諸機關の振出せる便換支牒には發行機關の官權及びその長官の勢威が自ら傳はり、道途に於ける胥吏末輩の不法檢束や拘收に對して民間發行の文牒よりも遙かに安全であり、それが右諸機關に對する便換文牒要求增大の一因をなしてゐたと思はれるのである。然しそれよりも根本的な原因は已に述べし如く京師・地方間錢貨輸送量の增大に在つたと見なければならぬ。即ち便換文牒の振出を求めて手形預錢を拂込む者は主として京師に來販せる東南商人や蜀商であり、從つてその支拂地は多く東南支那や蜀等の地方に指定せられてゐた。一方藩鎭や諸軍・諸使も此等の地方より京師に輸送す可き錢貨を少からず有し、然もその現送は幾多の不利不便を伴つてゐたのである。そこで右諸機關は商人より他地拂手形の振出要求を受けたる際、その京師に取寄せる可くして未だ地方に所在せる錢を支拂ひに振充てれば、それ等地方所在の錢は現送の煩勞無くして京師に齎され得たのである。即ち進奏院・諸軍・諸使はその便換經營によつて、京師に來販せる南商や蜀商等をしてその受取代價を現送の勞費無くして鄉地に還送するを得さしむると共に、自らも亦その地方收貯の錢を現送の勞費なくして京師に集送するを得たのである。此の手形による送錢目的の達成が現送に比して如何に多大の利得を齎したかは已に詳論せし所であるが、此の現送廻避の利得は手形預錢の拂込者も受入者も共に享受し得たのであるから、進奏院・諸軍・諸使の手形預錢受入れの增大が、錢貨輸送量の增大と現送廻避とを主原因としてゐたことは極めて明かである。先に論證

せし如く三司等諸使の便換が無料で扱はれてゐるのも要は便換操作によつて現送廻避の利得を得てゐたのが、利用商人側のみならず經營者側の彼等も同様であつた爲である。

進奏院・諸車・諸使の便換經營に聯關して一考す可きは、約束手形を振出して居たか否か。換言すれば手形預錢の中に約束手形の振出しを目的とするものが含まれて居たか否かと云ふことである。管見の範圍に於いては此等の諸機關が約束手形を發行しそれが市場に流通してゐたことを示す證迹は未だ求め得ない。勿論此の一事から直ちに約束手形發行の事實なしと速斷することは許されないが、更に他の方面より考察するに、少くとも約束手形の發行はその主要業務ではなかつたと推斷して差支へなきものゝ様に思はれる。以下その理由を考說する。

支那歷朝の方針として官吏の營利行爲を嚴禁してゐたことは周知の事實であるが、唐代に於いても此の方針には變りなかつた。然し乍ら歷代の官吏が凡ゆる手段を以て營利貨殖をはかつてゐたことも世人周知の事實であり、唐代に於いても同様であつた。但し官吏の營利行爲は朝廷の處罰を避け士人の指彈を被らざる様種々の口實を設け技巧を弄してゐた。已に揭げし如く冊府元龜卷一六〇帝王部・革幣・大曆十四年七月己卯の條に

令王公百官及天下長吏。無得與人事利。先於揚州置邸肆貨易者。皆罷之。先是。諸道節度觀察使。以廣陵當南北之衝百貨所集。以車儲貨販。例置邸肆。名託軍用。實私其利焉。云云。

とあつて王公官吏等の營利を唐朝が嚴に誡めてゐたこと、藩鎭等がその營利行爲を恰も藩務の遂行なるかの如く巧に僞裝してゐたこと等の見えるは上述の事情を示す一例である。但し官吏の禁ぜられてゐたのは營利行爲であつて、例へば邸店・莊園・碾磑等の不動產賣買もそれが商利を目的とせず財產處分行爲として行はれる場合は勿論正當行爲と

して認められてゐたのであつて、同時にそこに此等の不動産が官吏等の投資の有力なる對象とせられる機會があつたわけである。先に藩鎮等が邸店・莊園・碾磑等に投資してゐたことを證論したが、それは實に右の如き事情で此等の不動産が投資の對象に最も適してゐたからである。要するに宮人官吏等の營利行爲は何等かの口實を設けるか又は策を弄して此を正當行爲なるかの如く僞裝しなければならなかつたのである。そこで次に進奏院・諸軍・諸使の預錢に就いてそれが如何にして正當行爲化せられてゐたかを窺ふに、冊府元龜卷五〇一邦計部・錢幣・元和十二年四月の條に蓄錢の禁を受けた高貲大賈がその錢貨を左右神策軍に預入れたことを述べた後

上略。而高貲大賈多依倚左右軍、官錢爲名。府縣不得窮驗。

として錢を預かつた左右神策軍は此を官錢なりと稱して官憲の檢索を却けてゐたと云ふ。かゝる欺瞞を敢て突張り得たのは神策軍長官の權勢に依ること勿論であるが、それにしても檢索擊退の口實として官錢の名を用ひてゐることは注意す可きである。即ち表面上は官吏・宮人等の營利行爲は禁ぜられ、又士人の指彈する所となつてゐたのであるから、進奏院や諸軍、諸使は必ずしも上述の如き檢索の場合のみに限らず、平常に於いても表面はその預錢を官錢なりと稱してゐたものと解せられる。而して預錢を官錢と僞稱したのはその所擁錢の一部に眞の官錢も含まれてゐた爲でなければならぬ。進奏院・諸軍・諸使に相當額の官錢が貯積せられてゐたことは此等が重要なる國家機關たりし事實より容易に察知せられるであらう。此の官錢を利用して預錢受入れの口實としたものと思はれる。又他地拂手形の振出し、即ち便換の經營に就いて見るも、右諸機關が此の便換によつて官錢公費を京師に輸送してゐたのは已に述べし如く殆んど疑ひの餘地無き事實であるから、此の官錢公費の輸送を口實とするを得たわけである。かく觀じ來れば進奏院・

諸軍・諸使の保管預錢及び手形預錢は共に此を公務遂行の一部なるかの如く僞裝し口實を設けてゐたことが明かであらう。同樣の策略口實は約束手形の振出しに就いても必要であつた筈である。然し乍ら此等諸機關の預錢は官錢なりと僞稱してゐたのであるから、此の錢を支拂用とする約束手形を振出し此を市場に流通せしむることは官錢支用の正當方法では無く寧ろ關係官吏の商業介入の結果を生ずる。されば官錢輸送の手段となる他地拂手形は振出し得ても支拂手段たる約束手形は發行し難かつたと見なければならぬ。少くとも進奏院・諸軍・諸使が約束手形の發行に力を入れその經營の發展をはかつてゐたとは推斷し難いのである。然し此の推論に就いて一應反省す可きは右諸機關への預錢者が主として商賈であつたと云ふ事實である。卽ち先揭元和七年五月の項に「或有便商人」とあつて諸司諸使への預錢が主として商人よりの託藏なりしこと見え、又元和十二年四月の左右神策軍の預錢に就いても「高貲大賈」とあつて同じく託藏者の中心が大賈（此の場合の賈は商に對する賈ではなく商賈の意であらう）であつたこと見え、總じて商人よりの預錢が主要部分をなしてゐたことが察知せられる。かく預錢者の主體が商賈たりし事實は此の預錢の目的が保管の安全以外に約束手形又は小切手の利用にも置かれて居たのではないかとの考へを一應抱かしめる。然し乍ら上述の諸機關がかゝる預錢を扱ひ難き事情に在つたことは已に述べし如くであるから、かゝる商賈の預錢集中は更に他の方面から解す可きである。思ふに商賈中資金に餘裕を生じ當分運用の必要なき錢を擁せるものがそれを右諸機關に預け入れたのであつて、例へば寄附鋪の如きも政治社會狀勢の不安に際してはその保管金錢中當分運用せざるものを再預入してゐたものと推測せられる。銅錢歲鑄額僅かに三四十萬貫程度に過ぎざりし元和年間に於いて進奏院の預錢一院五十萬貫を降らざる巨額に達してゐたのも、かゝる寄附鋪等の再預入を考慮に入れて初めて理解し得る所であ

る。即ち富商大賈の錢貨預入も同じく保管の安全を求めてゐたもので、その中には寄附鋪も交つてゐたものと推測せられるのである。然らば進奏院・諸軍・諸使の預錢中には約束手形の利用を目的とするものが全然含まれてゐなかつたかと云ふに、かゝる斷言も亦控へなければならぬ。殊に神策軍や節度使と富商大賈との結托は頗る緊密で、彼等商人の多くは名義上軍籍に身を置いてゐたのであるから、註商人と藩軍・神策軍とを峻別することは事實困難であり、此の點よりするも約束手形と進奏院・諸軍・諸使とが全然無關係であつたと斷言することは許され難いのである。

以上を要するに、進奏院・諸軍・諸使の預錢には保管預錢と手形預錢とがあり、此の點寄附鋪の預錢と同樣であつたが、更に此の預錢に對して振出された手形の種類を見るに主として他地拂手形に限られ、約束手形を發行して居たとは（少くともその經營に力を注いで居たとは）推斷し得ず、此の點寄附鋪の手形に兩種ありしとは大いに事情を異にして居たことが知られるのである。されば進奏院・諸軍・諸使に於いては寄附鋪の場合の如く保管預錢より約束手形が生れそれより他地拂約束手形、即ち便換文牒が分化發生したと推斷することが困難である。然らば右諸機關の便換は如何なる過程を辿つて生れ出たものなるかを考ふるに、此を推測せしむ可き史料は全然索められず全く不明である。保管預錢より直ちに便換を發生せしめたりと推測せしむ可き史料も勿論索められない。結局諸軍・諸使・進奏院の便換發達の由來は目下不明と云ふの外はないが、強いて想像を加ふれば、此等諸機關の便換は恐らく寄附鋪よりも起原後く已に寄附鋪にて經營せる仕法を取入れたのであらう。尤も此の想像にも確たる根據があるわけではなくわづかに便換便錢なる語を手掛りとするに過ぎぬ。便錢が元來錢の貸借を意味しそれより預錢をも意味するに至つたこと、此の預錢より約束手形が生れ更にそれより送錢手形が分化發生し、爲に手形錢額の拂込み並びに手形制度そのものを

も共に便錢と稱したこと、及びかゝる發展の跡は寄附鋪に於いて見られること等に就いては已に詳論した所で、要するに便錢・便換なる語の中にもその發達過程が反映してゐるのであるが、此所に注意せられるのは進奏院・諸軍・諸使の送錢手形の仕法も亦便・便換と呼ばれその名稱を等しくしてゐることである。此の名稱の共通は進奏院・諸軍・諸使の便換が寄附鋪の便換と同じ發達過程を辿つたか、又はその仕法を名稱と共に寄附鋪より取入れたかその何れかなることを示すものと云へよう。若し獨特の發達過程を辿つてゐたならば恐らく異つた名稱を以て呼ばれて居たであらう。進奏院・諸軍・諸使は在京の機關であり、寄附鋪も亦京師に最も早く發達してゐたものであるから、その仕法が互に他に取入れられる機會は多かつたわけである。少くとも同じ地に並存せる寄附鋪と進奏院・諸軍・諸使とに於いて便換が別途に同じ過程を經て發達して行つたとは考へ難く、何れか一方が他方の仕法を取入れたと見るのが至當であらう。而して保管預錢より送錢手形制度の發達せし證迹、即ち便換發達の過程は寄附鋪に於いて見るを得るも進奏院・諸軍・諸使に於いては見るを得ないのであるから、何れか一方が他方の仕法を取入れたものとすれば、その模倣者は進奏院・諸軍・諸使なりと解するのが順當であらう。

諸軍・諸使・進奏院が保管預錢を扱ひ此を運用して利益をあげてゐたことは先に推論せし所であるが此の保管業務も恐らくは民間寄附鋪がより古き沿革を有し、右諸機關はその風に倣つたのであらう。寄附鋪の起原年代は明かでないが、建中年間已に有力なる存在として史籍に傳へられて居り、民間機關がかく迄に發達するには長年月を要した筈であるから、その由來は頗る遠きものと思はれる。恐らくは天寶以前に迄溯り得るであらう。此に對し進奏院（藩鎭）神策軍（禁軍）等は明かに安史の亂後に生れ、又は普及したものであり、然もその確立は代宗以後である。され

ば進奏院・諸軍・諸使の保管預錢を寄附鋪の模倣なりと解するも年代關係に於いて矛盾を生ずる恐れは無いと見てよいのである。思ふに寄附鋪の保管預錢が發達しつゝありし際安史の亂が勃發して政治的社會的混亂に陷り、保管の安全には權力が必要とせられるに至り、遂に機關の官權と長官の勢威とを背景としそれによつて安全性を保證せし右諸機關の預錢業務への進出を見たのであらう。先に紹介せし建中年間の僦櫃括借令の如きも明かに民間寄附鋪に代つて進奏院・諸軍・諸使を預錢業務に進出せしめし一重要事件であり、上述せし政治的不安と進奏院・諸軍・諸使の預錢業務との關係を立證する一例と見ることが出來よう。後年のことではあるが憲宗の蓄錢禁止政策も亦同じく上述せる預錢機關の隆替關係を立證する政治的不安の一例と見得るのであるが、此の問題は次章に詳論するので此所では論及するをさける。要するに保管預錢も亦進奏院・諸軍・諸使が寄附鋪に倣ひそれに代つて發達したものと解せられるのである。進奏院等の保管預錢業務の發展が政治的社會的混亂時代に際して安全性大なりしに由るものと考へられることは上述の如くであるが、便換業務への進出はその安全性以外に此等諸機關自身が年々京師に輸送す可き錢を有してゐたことに因るものと思はれる。即ち進奏院・諸軍・諸使が便換經營に乘出した主因は、一方に南商・蜀商等より他地拂手形の要求があり、他方此等諸機關にも京師に輸送す可き公錢・私錢が地方に在り、兩者の要求に一致する所があつた爲で、此のことは已に詳論せし如くである。進奏院・諸軍・諸使はかゝる原因から便換の經營を促され、遂に民間寄附鋪の仕法を取入れて經營を開始したものと推測せられるのである。民間寄附鋪の營業が保管預錢と約束手形及び他地拂約束手形の發行（便換）とにわたり、然も此の三業務の間に發展的聯繫を跡づけることが出來、三業務兼營の歴史的理由を認識し得るに反し、進奏院・諸軍・諸使の業務は保管預錢と便換とを主とし、約束手形の發行を經

營せし跡は史籍に傳へられておらず、然もその經營二業務の間に發展的聯繫を見出し難いことに就いて先に論述したが、此の相異も保管預錢に由來する便換は寄附鋪に於いて發達しそれが後になつて進奏院・諸軍・諸使に取入れられたと解すれば誠に當然の相違となつて來るのである。要するに進奏院・諸軍・諸使の便換並びに保管預錢業務は共に寄附鋪の仕方に倣つたものとの想像が立てられるのであるが、假に此の想像が事實に當つてゐたとしても便換發達史上に於ける右諸機關の意義は決して過少に評價せられる可きではない。尙此の寄附鋪の仕法模倣に於いて重要な役割を演じたのは恐らく藩や禁軍・諸官廳等に結托せる商人、特に先にも一言せし名義上のみ軍籍に身を置き又は官廳の職掌人となりその實商業を經營せる豪商であつたと思はれるが、此の豪商と軍・官との結托は當時の大きな政治・社會問題で簡單には論究出來ないので此所では深入りするをさける。

以上便換の發達過程を民間の場合と進奏院・諸軍・諸使の場合とに分つて考察し、便換の仕法は民間寄附鋪の保管預錢に由來し、保管預錢より約束手形の制が生れそれより便換の法が分化發展せしものなる可きを論じ、進んで進奏院・諸軍・諸使の便換の發達過程は不明なるも或は民間寄附鋪の制を取入れしものに非るかとの憶測を加へたが、飜つて此等の所論を反省するに、總じて依據史料餘りにも乏しく、殊に進奏院・諸軍・諸使の便換創始に關する部分は殆んど實證史料なき憶測で、敢て論說の正確さを主張することは筆者自身躊躇する所である。而して未だ確信なき見解を强いて開陳したのは江湖の御敎示御叱正を得て更に精確なる研究成果に到達せんとする微志に由るものである。

さて進奏院・諸軍・諸使等の便換創始の過程に就いては今後幾多研究餘地あること上述の如くであるが、此等諸機

關が民間の寄附鋪と共に手形預錢と保管預錢とを併せて受入れてゐたことは紛れ無き事實であり、此の事實と共に兩種の預錢が等しく便錢と呼ばれて居た事實は次章の論旨と關渉する所が大であるから特に注意しておく。尙手形預錢と保管預錢との區別はその預入人の目的によつて決して居たのであるから、此の目的の變更に伴ひ手形預錢はそのまゝ保管預錢に變り、又保管預錢も手形預錢になり得たのであつて、いはば兩種預錢の相互變移は預入人の意志のまゝに自由であつたわけで、從つて預錢をすべて手形預錢と保管預錢とに截然と區別することは事實上出來なかつたことゝ思はれる。此のことも次章の論旨に聯關して來るので併せて注意しておく。（未完）

編輯者附記

日野助教授には此の度、臨時召集令狀にて二月十日、松山二十二聯隊に入隊されました。其の爲め本論文の註を附する暇なく應召されましたが、之等は將來、其の續稿の完成の際に補足される事になつてゐます。日野助教授には、かゝる御多忙忽忽の中に玉稿を頂き厚く御禮申上げますと共に、御武運の長久ならんことを祈ります。